

福岡医発第1014号(地)

平成20年7月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成20年度医療関係機関等を対象にした「特別管理産業廃棄物管理責任者」
資格取得講習会の受講推進と広報方ご協力のお願い

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

本講習会は、日本医師会と(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの共催で、全国10箇所で開催されることとなり、九州においては福岡県において平成21年3月4日に開催されます。去る6月15日と6月29日に県内2箇所で福岡県医師会、日本医師会並びに(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの共催で開催いたしました「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」と同様に廃棄物処理法に規定されている「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を取得できるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員並びに6月の講習会を受講することができなかった方に対して、本講習会の受講推進と広報方よろしくお願い申し上げます。

なお、受付機関である(社)福岡県産業廃棄物協会に確認したところ、定員は1会場150名で、7月30日現在での申込みは25名とのことですが、九州各県からの参加が見込まれますので、受講を希望される場合はお早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

平成20年6月17日

都道府県医師会
廃棄物担当役員各位

日本医師会 感染性廃棄物担当常任理事

今村 聡



平成20年度 医療関係機関等を対象にした
「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会の
受講推進と広報方ご協力をお願い

平素より、日本医師会会務遂行には、ご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、先般、標記に関しまして、貴会会長宛、日医会長名にて、日医発217（地 I 34）5月26日付け文書を発出いたしました。今年度の講習会開催にあたり、開催地医師会には、開催ご協力をお願いとともに広報のご協力、その他府県医師会には、講習会への多数の受講者応募のための広報方ご協力をお願いをいたしたところであります。

申し込みは、6月20日（金）から開始いたします。

申し込み方法等の詳細は、日本医師会ホームページに掲載いたします。

なおご参考までに、受講の手引きができましたので、1部ご送付させていただきます。また、受講の受付機関は、一覧表を添付しました。

本講習会は、事務職員、医師会職員の方であっても、廃棄物処理法に規定されている「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を取得できるものであります。医師をはじめ、各医師会職員ならびに実務を担当する医療機関の施設関係・事務職員の方々には、強く受講をお勧めいただきたく、重ねてご協力のほどをお願いする次第であります。

医師等は、資格要件が認められておりますが、これは、感染性廃棄物に限定された特例であります。これを機に、ぜひ特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の受講をお勧めするものであります。廃棄物処理法は、毎年のように改正が重ねられ、元々が複雑であるため、法習得の機会がない医療関係機関等は、各地で事件に巻き込まれたり、トラブルが発生しております。本年も逮捕者が出ております。特に注意義務違反など処理業者が不法投棄をした場合であっても、医療機関に原状回復の措置が出て高額の負担が発生する場合があります。

他分野では、必ず1企業最低1人は、講習会受講の上、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得した人がおります。近年益々、廃棄物処理法は厳しいものとなっております。医師以外の方でも、資格取得は可能でありますので、貴職より、貴会会報、郡市区医師会会報等への掲載をはじめ、貴会ホームページ他、積極的に広報をお願いし、講習会への受講を強くお勧めする次第であります。

以上、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の受講推進と広報方のごお願いまで申し上げます。



記

同封資料

1. 平成20年度「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会 開催・募集案内 日本医師会
(会員への呼びかけ用に参考までに、講習会開催日程、会場の一覧などを掲載しております。ホームページとほぼ同様のものです。
ファイルを利用される場合は、下記へ空メールをお送り下さい。
haiki@po.med.or.jp または、mharada@po.med.or.jp)
2. 平成20年度「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」受講の手引き (財)日本産業廃棄物処理振興センター
(各産業廃棄物協会に連絡して送付してくれる書類で、受講までの手順、受講申込書、振込用紙、会場案内図などが掲載されております。)

以上

平成 20 年度 医療関係機関等を対象にした
「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会 開催・募集案内
日本医師会

- 事務の方でも、1日の講習で廃棄物処理法規定の資格が取れます。
- 不法投棄などにも巻き込まれないように院長のサポートのためにも、この機会にぜひ事務の方等の受講をお願いいたします。
- 「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、必ず医療機関に1人置かなければなりません。
- 感染性廃棄物に関する知識習得の機会をつくりました。
廃棄物処理法は複雑で難解なため、自分のところはまさかと思って各地で委託処理違反、マニフェスト違反などが起きています。
(一昨年、去る都道府で350医療機関が不適正処理で摘発されるなど、各地で起きており、平成18年で不法投棄もまだ554件、不法投棄量は13.1万トンあります。)
- 今回事件となっている針の使い回しが、いかに危険なことなどを感染の基礎で学びます。
- 他の分野では、特別管理産業廃棄物を扱う場合は、必ず、講習を受けて、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場に1人は置かなければなりません。
ところが、この法律ができた当初、医療機関全てに対して受講を要請することによる混乱回避のためか、特例で医師等は資格要件があったため、医師は、複雑な廃棄物処理法を習得する機会もないまま、資格があると管理責任者になっております。このような危険なことは、他の分野にはありません。資格があるからと油断していると法律が毎年のように改正になり、理解しにくい法律であるため、事件に巻き込まれたりしております。今年も逮捕者がでております。病院では、感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物も排出されます。これは、講習会を受けなければ、医師には資格がありません。
基本的に1医療機関に一人は、きちんと講習を受けた特別管理産業廃棄物管理責任者の資格者がいなければなりません。この機会にぜひ、ご自分、または他の方でも、必ず1人は、講習会を受講されますようお願いいたします。

日本医師会では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターと共催で18年度末より新たに医療関係機関等の事務職員も廃棄物処理法で規定される資格を取得できる講習会を設けました。受講の資格は問いません。受講料 12,000 円

今年度は、下記のとおり、各ブロックで計10会場での開催を予定しております。

受講希望者は、申込み手順を良くお読みになって、受付機関から「受講の手引き」(申込書類他)を入手の上、お申込みください。

受講申込は、受付機関に電話等で問い合わせ下さい。

日本医師会ホームページに申し込み手順等を掲載しております。

(HP: PICK UP)

開催前になりますと定員に達し、受講ができない場合があります。
手続きの時間の余裕をみて、お早めにお申込下さい。

**平成 20 年度 医療関係機関等を対象にした
「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会 開催予定**

開催会場・受付機関一覧表 (ブロック順)

(定員 各 150 名)

開催地	開催期日	会場名	受付機関
北海道	9月8日(月)	札幌市・北海道経済センター	(社)北海道産業廃棄物協会 TEL 011-864-7744
岩手	10月29日(水)	盛岡市・アイーナ (いわて県民情報交流センター)	(社)岩手県産業廃棄物協会 TEL 019-625-2201
埼玉	平成 21 年 1 月 29 日(木)	さいたま市・さいたま共済会館	(社)埼玉県産業廃棄物協会 TEL 048-822-3131
東京	9月25日(木)	新宿・ベルサール西新宿	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-5283-5455
新潟	11月5日(水)	新潟市・新潟グランドホテル	(社)新潟県産業廃棄物協会 TEL 025-246-9288
愛知	12月16日(火)	名古屋市・名古屋国際会議場	(社)愛知県産業廃棄物協会 TEL 052-332-0346
大阪	平成 21 年 1 月 19 日(月)	大阪市・大阪府農林会館	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016
岡山	12月10日(水)	岡山市・岡山商工会議所	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL 086-254-9383
愛媛	平成 21 年 2 月 18 日(水)	松山市・J A 愛媛 (リジェール松山)	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL 089-986-3450
福岡	平成 21 年 3 月 4 日(水)	福岡市・福岡県中小企業振興 センター	(社)福岡県産業廃棄物協会 TEL 092-651-0171

講習会概要

1 講習内容等 (講習期間 1日：午前9時～午後5時)

感染に関する基礎知識
感染性廃棄物等関係法規
感染性廃棄物等処理計画と管理
修了試験

2 受講料 12,000 円 (税込) (テキスト代を含む。)

3 修了証 講習受講後の修了試験に合格すると日本医師会長・(財)日本産業廃棄物 処理振興センター理事長連名の修了証授与 この修了証が、廃棄物処理法第12の2 施行規則第8条の17に規定される 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件となる。

4 生涯教育制度参加証の発行

医師の方には、講習会への1回の出席につき5単位の日本医師会生涯教育制度参加証
を発行しておりますのでお受取ください。

5 主催 (社)日本医師会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター 実施協力団体 (社)全国産業廃棄物連合会、各都道府県にある産業廃棄物協会

問合せ先：日本医師会 地域医療第一課 講習会係 03-03946-2121 内 3304
(財)日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部 03-3668-7311

(申し込み手順他、詳細は、日本医師会ホームページ:PICK UP を参照して下さい。)

平成20年度

医療関係機関等を対象にした
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

受講の手引き

講習会の受付は、6月20日(金)より年間すべての開催を受付しております。

- ・この受講の手引きを、よくお読みになって、間違いのないように申込手続きをして下さい。
- ・この手引きは、講習会当日に使用しますのでご持参下さい。

講習会全般の問合せ先

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部

TEL 03-3668-7311(直通)

受講までの流れ

受講日、会場を選ぶ (P 6～10 参照)
希望日の受講が可能か否かを受付機関に確認して下さい。



受講料 (P1参照) を払い込む (P 3 参照)



受講申込書を記入する (P 13～14 参照)



受講申込書を受付機関に送付する (P 7～10 参照)



受講決定通知兼受講票を受け取る



受 講

講習会の受講に当たって

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」)に基づき、事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者(以下、「特別管理責任者」)を置くことになっております。また、その責任者の資格は、同法施行規則(以下、「省令」)により定められています。[P11~12参照]

当センターでは、特別管理責任者の資格を取得されたい方ならびに特別管理責任者の資格者を対象に、特別管理責任者として必要な専門的知識と技能を習得していただくために、「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施しております。

しかし、特別管理産業廃棄物の中でも、病院、診療所等、感染性産業廃棄物を生ずる事業場では、廃棄物の判断等に専門性を有することから、一部の都道府県等によっては、本講習会修了者を特別管理責任者の資格者として認めていない場合があったこと、また、都道府県等から、感染性産業廃棄物に関する講習内容の充実化の要望等がありました。

そこで、講習会テキストについて感染性産業廃棄物等に関する内容の充実を図り、平成19年2月より、新たに、(社)日本医師会及び(財)日本産業廃棄物処理振興センターの共催により、「医療関係機関等(※)を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を開催することになりました。

講習会の受講に当たり、本手引きをご一読の上、受講手続きをして下さい。

※ 医療関係機関等：病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいう。

目 次

1	講習会の目的	1
2	受講対象者等	1
3	講習会の概要	1
4	受講申し込み方法	3
5	講習会開催当日の受付等	3
6	欠席について	4
7	受講の取消しについて	4
 (別 表)		
1	特別管理産業廃棄物一覧表	5
2	開催期日、開催会場及び受付機関	6
	会場案内図	7
3	受講申込書記入例	13
 (参考資料)		
	「特別管理産業廃棄物管理責任者」に関する関係法令(抜粋)	11
 (添付書類)		
	・講習会受講申込書	
	・郵便振替払込用紙	

1 講習会の目的

この講習会は、「廃棄物処理法」に定められている特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を含む。)を生ずる医療関係機関等における特別管理責任者になろうとする方などを対象に、特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を適切に遂行するために必要な知識及び技能を習得していただくことを目的としています。

2 受講対象者等

(1) 受講対象者

- 1) 医療関係機関等における特別管理責任者の資格を取得されたい方
- 2) 特別管理責任者の資格者[P11~12参照]で責任者として必要な専門的知識及び技能を修得しようとされる方

[参 考]

特別管理産業廃棄物については、別表1[P5]を参照して下さい。

(2) 受講資格

学歴、実務経験、国籍等での資格要件は特にありません。

なお、講習会の講義及び修了試験は、全て日本語のみで行います。

(3) 講習会修了者

この講習会修了者は、「感染性産業廃棄物を生ずる事業場における特別管理責任者」の資格者(省令第8条の17第1号のハ[P11参照])として都道府県等によって認められております。なお、この講習会の資格「感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場における特別管理責任者」(同条第2号のロ[P12参照])の取扱いについては、都道府県等によって異なる場合があります。

3 講習会の概要

(1) 受講料

12,000円(消費税571円を含む。)

(2) 講習科目及びプログラムの概要

1) 講習科目及びプログラム

科 目 名	時 間 (計5.5時間)	主 な 内 容
感染に関する基礎知識	90分	感染と感染症の基礎、廃棄物からの感染予防・防止、 感染予防安全対策、在宅医療廃棄物 等
関係法規	120分	排出事業者の責務、廃棄物の定義、廃棄物の委託処理、 感染性以外の廃棄物の処理概要、罰則 等
廃棄物の処理と管理	120分	感染性廃棄物等の処理計画、 廃棄物の管理(委託基準、マニフェスト、帳簿)、 廃棄物の安全管理、化学物質の健康影響 等

2) 時 間

- ・ 受 付： 9：00～ 9：20
- ・ 概要説明： 9：20～ 9：45
- ・ 講 習： 9：45～16：10
- ・ 修了試験：16：20～17：00

(3) 試験の概要

すべての講義終了後、修了試験を行います。試験の概要は次のとおりです。

1) 受験資格

所定の全講習科目を受講した方のみ、試験を受験することができます。

なお、遅刻をした場合や途中で欠席するなど、全講習科目を受講できなかった方は、他の会場で欠席した科目を受講後、その会場の試験時間に受験することができます。

2) 試験の概要

① 試験問題の形式：○×方式

② 出題数及び試験時間

出 題 数：20問

試験時間：30分

③ 試験の判定基準

試験の合格条件は、「総得点」が満点の70%以上に達していること。

(4) 講習会修了証の交付等

講習会の修了試験に合格した方には、「修了証」を交付いたします。

なお、修了証は講習会終了後、約三週間後に、原則として受講者の勤務先に送付いたします。

可否に関して、電話でのお問合せには応じておりませんのでご了承下さい。

(5) 講習会テキスト及び試験問題例

講習会受講に当たっての参考資料として、当センターのホームページ(<http://www.jwnet.or.jp>)に、講習会テキストの抜粋及び試験問題例を掲載しておりますので参考にして下さい。

なお、テキストは講習会当日に配布いたします。

(6) 再修了試験

修了試験に合格できなかった方には、再修了試験の通知をいたします。

再修了試験は、原則として2回に限り、試験のみを翌年度までの期間中に受験することができます。受験会場、日程につきましては、当センターが指定する会場から選んで下さい。

4 受講申込み方法

受講申込みは、各会場とも定員になり次第締切ります。事前に電話にて受講を希望する開催地の受付機関(各都道府県にある産業廃棄物協会)に受講が可能であることを確認の上、次の順序で申込手続きをして下さい。

なお、受講申込書の受付は、受付機関で受講申込書を受理した時点となっております。そのため、事前に電話にて受講が可能であっても受講申込書が受付機関に到着した時点で定員に達している場合は、受講できないこともありますのであらかじめご了承ください。

(1) 受講日、会場の選定

別表2[P6~10]を参照の上、受講日及び会場を選んで下さい。

(2) 受講料の払込み

この手引きに添付した郵便振替払込用紙の記載方法を参照の上、必ず綴込みの郵便振替払込用紙を使用して、郵便局又は銀行の窓口で納入して下さい(振込手数料は、振込者の負担となります。)。なお、振込用紙は一人一枚を使用し、一枚で複数まとめて振り込まないで下さい。

(3) 受講申込書の書き方

この手引きに添付した受講申込書、及び受講決定通知兼受講票に必要事項を記入して下さい(申込書記入例[P13~14]を参照)。

ご記入いただいた個人情報につきましては、受講者名簿の作成、講習会開催時の受付・出席状況の確認、可否通知の作成、修了証の作成等の講習会業務に限り使用させていただきます。

(4) 受講申込書の送付先

受講を希望される開催地の受付機関(各都道府県にある産業廃棄物協会、別表2[P7~10]参照)に郵送又は持参して下さい。

(5) 受講決定通知

受講申込書が受理された方には、受講決定通知兼受講票を返送いたします。

5 講習会開催当日の受付等

(1) 受講当日は、9時~9時20分に受付を行いますので、遅れないよう到来して下さい。なお、遅れますと、受講できない場合がありますのでご承知おき下さい。

(2) 受講決定通知兼受講票は必ず持参し、受付に提示して下さい。

(3) 講習会の最後に修了試験を行いますので、筆記用具(HB又はBの黒鉛筆、シャープペン、消しゴム、マーカーペン等)を必ず持参して下さい。

(4) その他の注意事項

1) 宿泊、昼食については、受講者各自でご手配下さい。

2) 当日、車での来場はご遠慮下さい。

6 欠席について

諸般の事情等により受講を欠席する場合には、申込みをされた受付機関(各都道府県にある産業廃棄物協会)に連絡して下さい。

欠席、会場・受講日変更等により再度申込みをする場合は、当初に申し込まれた受講日より1年以内に、一回だけ受講できます。

その際には、受講を希望する開催地の受付機関に受講が可能であることを確認の上、(財)日本産業廃棄物処理振興センターに連絡して下さい。

なお、再度申込後は、以後の会場・受講日変更、返金はできませんのでご注意ください。

7 受講の取消しについて

やむを得ず受講を取り止める場合は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターに連絡して下さい。受講料は実施機関又は受付機関に責任がある場合を除いて、下記の手数料を差し引いてお返しいたします。

なお、欠席や会場・受講日変更等により再度申込みをした後は、理由の如何にかかわらず受講料をお返しできませんのでご承知おき下さい。

受講の取消しを申し出た日	手数料
受講日から1ヵ月前まで	1,000円
上記以降	2,000円

別表1

特別管理産業廃棄物一覧表

種 類		性 状 及 び 具 体 例
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃 廃	酸 アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
感 染 性 産 業 廃 棄 物		感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管 等)
		《関連事業》 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設 等
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物	・ 廃PCB及びPCBを含む廃油 ・ PCBが塗布、又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、又は繊維くず、およびPCBが付着、又は封入された廃プラスチック類や金属くず
	PCB処理物	・ 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
	廃石綿等	・ 建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められたもの 等
	有害 産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を判定基準を超えて含まれる、汚泥、銲さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん 等

別表2

開催期日、開催会場及び受付機関(受講申込書送付先)

開催地	開催期日	定員	開催会場名	受付機関(受講申込書送付先) 電話番号	受付機関住所 会場案内図
北海道	平成20年 9月 8日(月)	150	北海道経済センター	(社)北海道産業廃棄物協会 TEL011-864-7744	P7参照
東京	平成20年 9月25日(木)	150	ベルサール西新宿	(社)東京産業廃棄物協会 TEL03-5283-5455	P7参照
岩手	平成20年10月29日(水)	150	アイーナ (いわて県民情報交流センター)	(社)岩手県産業廃棄物協会 TEL 019-625-2201	P7参照
新潟	平成20年11月 5日(水)	150	新潟グランドホテル	(社)新潟県産業廃棄物協会 TEL025-246-9288	P8参照
岡山	平成20年12月10日(水)	150	岡山商工会議所	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL086-254-9383	P8参照
愛知	平成20年12月16日(火)	150	名古屋国際会議場	(社)愛知県産業廃棄物協会 TEL052-332-0346	P8参照
大阪	平成21年 1月19日(月)	150	大阪府農林会館	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL06-6943-4016	P9参照
埼玉	平成21年 1月29日(木)	150	さいたま共済会館	(社)埼玉県産業廃棄物協会 TEL 048-822-3131	P9参照
愛媛	平成21年 2月18日(水)	150	JA愛媛(リジェール松山)	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL 089-986-3450	P9参照
福岡	平成21年 3月 4日(水)	150	(財)福岡県中小企業振興センター	(社)福岡県産業廃棄物協会 TEL092-651-0171	P10参照

会場案内図

北海道会場

平成20年 9月 8日(月)

- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)北海道産業廃棄物協会
〒003-0025
札幌市白石区本郷通6丁目北2-8 トーメイビル2F
TEL 011-864-7744 FAX 011-864-7262



東京会場

平成20年 9月25日(木)

- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)東京産業廃棄物協会
〒101-0047
千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL 03-5283-5455 FAX 03-5283-5592



岩手会場

平成20年10月29日(水)

- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)岩手県産業廃棄物協会
〒020-0023
盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F
TEL 019-625-2201 FAX 019-624-1920



新潟会場

平成20年11月 5日(水)

●受付機関(受講申込書送付先)

(社)新潟県産業廃棄物協会

〒950-0982

新潟市中央区堀之内南1-15-6 日南ビル2F

TEL 025-246-9288 FAX 025-246-9726



岡山会場

平成20年12月10日(水)

●受付機関(受講申込書送付先)

(社)岡山県産業廃棄物協会

〒701-1152

岡山市津高628-6

TEL 086-254-9383 FAX 086-254-8766



愛知会場

平成20年12月16日(火)

●受付機関(受講申込書送付先)

(社)愛知県産業廃棄物協会

〒460-0022

名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5F

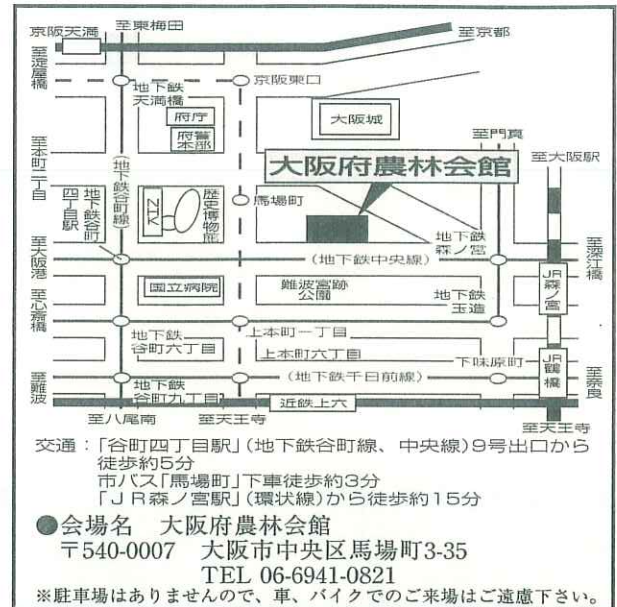
TEL 052-332-0346 FAX 052-322-0136



大阪会場

平成21年 1月19日(月)

- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)大阪府産業廃棄物協会
〒540-0012
大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5F
TEL 06-6943-4016 FAX 06-6942-5314



埼玉会場

平成21年 1月29日(木)

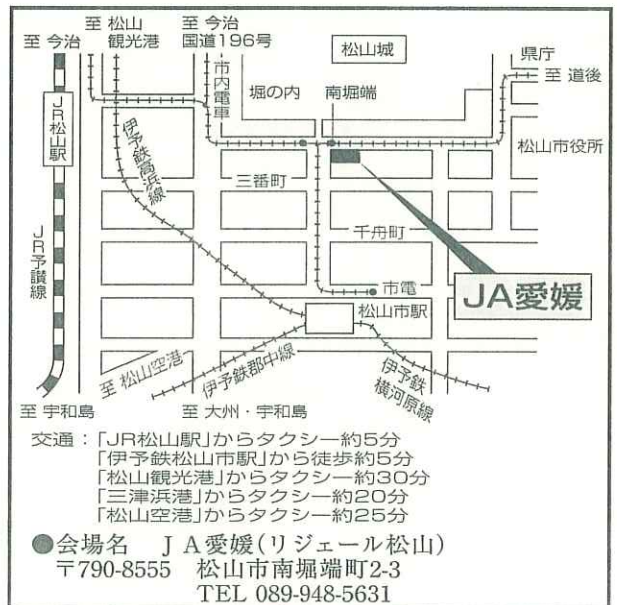
- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)埼玉県産業廃棄物協会
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3-5-7 高砂建物ビル3F
TEL 048-822-3131 FAX 048-822-6299



愛媛会場

平成21年 2月18日(水)

- 受付機関(受講申込書送付先)
(社)愛媛県産業廃棄物協会
〒790-0005
松山市花園町7-3 花園ビル3F
TEL 089-986-3450 FAX 089-986-3451



福岡会場

平成21年 3月 4日(水)

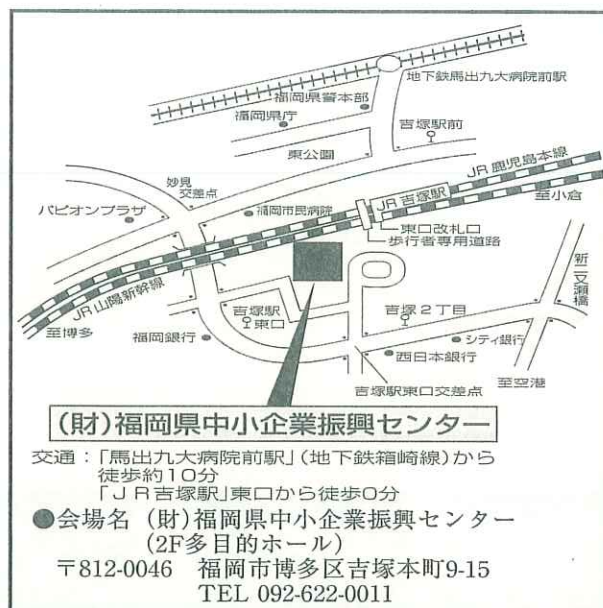
●受付機関(受講申込書送付先)

(社)福岡県産業廃棄物協会

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-47 福岡県国保会館2F

TEL 092-651-0171 FAX 092-651-1065



廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(定義)

第2条第5項

この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第12条の2第6項

その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

第12条の2第7項

前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則<省令>(抜粋)

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第8条の17

法第12条の2第7項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ロ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- イ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - ロ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。ハにおいて同じ。)又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ハにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。ホにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- チ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

受講申込書記入例

太線内の事項(氏名、生年月日、部署等)を全て記入して下さい。

◎この申込書は受講を希望する開催地の受付機関(受講申込書送付先)に事前に郵送又は持参して下さい。

平成20年度
医療関係機関等の特別管理責任者 受講申込書

注) 太枠内を楷書で正しく記入して下さい。※印は記入しないで下さい。
裏面に郵便振替払込受付証明書を貼付して下さい。

受講希望会場		東京会場		平成20年7月1日		(別表2の開催期日・開催会場を参照して記入して下さい。)	
(フリガナ)	ニハシ	(名)	太郎	生年月日	30年4月1日	性別	男・女
氏名	日本太郎			大卒			
勤務先(会社名)	〇△病院			部署	〇〇〇部 〇〇課		
勤務先住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 本町 1-5-3			TEL(〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇) 携帯(〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇) FAX(〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇)			
自宅住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 本町 1-10-16			TEL(〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇) FAX(〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇)			
勤務先	①病院 2.診療所 3.その他の医療関係機関()			申込者の写真			
資格者	4.廃棄物処理関連企業・その他()			タテ 4cm ヨコ 3cm			
医療職員	1.医師 2.歯科医師 3.薬剤師 4.看護師 5.臨床検査技師			①写真の裏側に氏名、受講会場、受講年月日を記入して下さい。			
特管種類	1.医療機関施設職員 2.医療機関事務職員 3.医療機関役員			②はがれないように全面のりを付け、貼して下さい。			
※受講番号	4.自治体職員 5.その他()						
	①廃油 2.廃酸・廃アルカリ ③感染性産業廃棄物						
	4.廃PCB等 5.廃石綿等 6.その他の特定有害産業廃棄物						

(切り取らないで下さい。)

※1. 会場名
※2. 受付日時 平成 年 月 日 9:00~9:30
※3. 必携品 受講決定通知
※4. その他 靴下(靴下又はシューズ、消臭剤、マーカーペン等) 昼食・宿泊については各自ご手配下さい。
車での来場はご遠慮下さい。

平成20年度
医療関係機関等の特別管理責任者に関する講習会
受講決定通知兼受講票

下記のとおり貴職の受講が決定したので、通知いたします。

はがきは切り取らないで申込みして下さい。
※裏面も記入して下さい。

受付は受講番号の下3桁です。
受講者名欄は記入して下さい。
※印は記入しないで下さい。

●楷書で戸籍に記載してあるとおり正確に記入して下さい。認印を押して下さい。

●試験結果は、原則勤務先に送ります。アパート・マンション名、部屋番号まで記入して下さい。勤務先と自宅住所が同一の方は、自宅住所欄に記入し、勤務先住所欄に「同下」と記入して下さい。

●サイズ4×3cm正面、上半身、脱帽、無背景で本人の確認ができる鮮明な3ヶ月以内に撮影した写真(白黒、カラー、デジタル写真いずれも可)。なお、写真がはがれる場合がありますので、写真の裏側に氏名、受講会場、受講年月日を記入して下さい。

●受講者氏名を記入して下さい。

●参考に事業所で取り扱っている特別管理産業廃棄物に○印をつけて下さい。なお、○印の有無により取扱品目が決まるものではありません。

●入金後の「郵便振替払込受付証明書」を受講申込書に貼付して下さい。

郵便振替払込受付証明書
(私製承認東京貯金事務センター第535号)

口座番号	001508	572035
記入者	財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	
金額	千：百：十：万：千：百：十：円 12000	
振込先	みずほ銀行 横山町支店 (普) 1450972	
振込人住所氏名	ニホン タロウ 日本 太郎 〇〇県〇〇市本町1-5-3 〇△病院 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
振込人住所氏名	908	
振込人住所氏名	日本 太郎	
振込人住所氏名	日附印 20.6.30 〇〇〇〇	

(この払込受付証明書を受講申込書に貼付して下さい。)

●受講者氏名を記入して下さい。

●入金を証明する郵便局又は銀行の受付印が押されているかご確認下さい。

●50円切手を貼って下さい。

●送付希望先の住所(アパート・マンション名、部屋番号)及び氏名を記入して下さい。
また、送付希望先が勤務先の場合、勤務先名を記入して下さい。

郵便振替払込受付
この欄に貼付して下さい

郵便振替払込
(私製承認東京貯金)

口座番号	001508
記入者	財団法人 日本産業廃棄物
振込先	みずほ銀行 横山町支
振込人住所氏名	ニホン タロウ 日本 太郎 〇〇県〇〇市本町1-5-3 〇△病院 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
振込人住所氏名	整理番号：908
振込人住所氏名	日本 太郎
振込人住所氏名	受付局日附印 20.6.30 〇〇〇〇

(この払込受付証明書を受講申込書に貼付して下さい。)

本票は医療機関間等と対象にした特別管理医療廃棄物
管理責任者に限する講習会の受講者であることを示す。
(本証は受講中必ず所持して下さい。)

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
教育研修部
TEL 03-3668-7311

(受講者名)
日本 太郎 殿
〇△病院

(住所)
〇〇県〇〇市本町1-5-3

50円切手を貼付のこと
郵便はがき
〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

◎送付先住所が勤務先の場合は、勤務先名を必ず記入して下さい。
◎必ず50円切手を貼付して下さい。

☒ 受講申込書送付前にもう一度ご確認ください。

☐ ご希望会場での受講が可能かを確認されましたか。(P7~10)

受講申込みは、各会場とも定員になり次第締切ります。受講を希望する開催地の受付機関に受講可能かをお電話でご確認の上お申込み下さい。

☐ 受講申込書の記入漏れはありませんか。(P13~14)

氏名、生年月日、受講決定通知兼受講票の送付先住所等の記入漏れがないかご確認ください。

☐ 受講料のお振込みをされましたか。(P3)

所定の金額を専用の払込用紙(巻末綴込み)にて郵便局または銀行よりお振込み下さい。
入金後「郵便振替払込受付証明書」が金融機関の受付印を押され返却されます。
金融機関の受付印が送金の証明になりますので、必ず押印されているかをご確認下さい。

☐ 郵便振替払込受付証明書は貼付されましたか。(P14)

「郵便振替払込受付証明書」が申込書の裏面に貼付されているかご確認ください。

☐ 受講申込書に50円切手、本人の写真を貼付されましたか。(P13~14)

受講申込書の下部にある受講決定通知兼受講票になる部分に50円切手が貼付されているかご確認ください。受講決定通知兼受講票は、受講申込書が受付機関に届いてから、受講番号を記載して返送いたします。また、3ヶ月以内に撮影された本人の写真を受講申込書に貼付したかご確認ください。

☐ 受講申込書の送付先は間違いありませんか。(P7~10)

受講申込書は、封筒に入れ受講を希望する開催地の受付機関に送付して下さい。

◎ 主 催 ◎ 社団法人 日本医師会

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL 03-3946-2121 FAX 03-3946-6295

URL <http://www.med.or.jp>

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2F

TEL 03-3668-7311 FAX 03-3668-6512

URL <http://www.jwnet.or.jp>

◎実施協力団体◎ 社団法人 全国産業廃棄物連合会

◎受 付 機 関◎ 各都道府県にある産業廃棄物協会
(（社）全国産業廃棄物連合会の正会員団体)